

# 【草刈等補助事業一覧(平成21年度現在)】

自治体	亀山市			三重県		
対象	道路			道路・河川		河川
事業	亀山市道草刈支援事業	「道路ふれあい月間」(8月)の活動	ふれあいの道事業	自治会委託事業	道路・河川 美化ボランティア活動助成事業	フラワーオアシス推進事業
対象場所	市道	道路	鈴鹿建設事務所除草計画区域内道路	県管理道路・河川	県管理道路・河川	県管理河川の高水敷
対象作業	草刈	草刈・ゴミ拾い・清掃活動	草刈、清掃、花植え等	草刈	草刈、清掃、花植え等	花木の苗の植栽、種子蒔き等
条件	①「道路ふれあい月間」の活動は除く ②除草面積200㎡以上	①7月～9月のうちの1日 ②ごみ分別表記載の通りの分別	①除草計画区域内道路 ②県管理道路(市道が含まれても可) ③県管理道路延長概ね500m以上 ④年3回以上の実施 ⑤3年度以上の継続 ⑥10名以上で活動 ⑦亀山市長の推薦書	①県管理道路・河川 ②除草面積1000㎡以上 (刈幅は平面部1.0m、法面部1.5m) ③交通量により交通整理員の配置 ※但し、河川については支払できない ④刈草の当日搬出	①県管理の道路・河川	①県管理河川の高水敷 ②桜・柳等の高木類以外の花木
保険	自己責任で加入の判断下さい (市負担無)	自己責任で加入の判断下さい (市負担無)	県指定の保険加入 (県負担)	団体保険(傷害・賠償)加入 (委託料に込み)	県指定の保険加入 (県負担)	自己責任で加入の判断下さい (県負担無)
対象	自治会	自治会	自治会・老人会・婦人会等の 地域住民団体・ボランティア団体 及びこれに準ずる団体	自治会・婦人会等の地域住民団体・ ボランティア団体・水利組合・森林組合 及びこれに準ずる団体	自治会・老人会・婦人会等の 地域住民団体・ボランティア団体 及びこれに準ずる団体	ボランティア活動として花木の苗、種子の 植栽を行え、その後の維持管理が 確実と認められる団体・市町
申請期日	原則活動日の2週間前まで	6月25日まで(年によって多少前後する)		毎年度5月末日まで(原則)	毎年度4月20日まで(原則)	毎年度4月20日まで(原則)
申請窓口	亀山市産業建設部まちづくり保全室	亀山市産業建設部まちづくり保全室	亀山市産業建設部まちづくり整備室	鈴鹿建設事務所保全課	亀山市産業建設部まちづくり整備室	亀山市産業建設部まちづくり整備室
申請先	亀山市産業建設部まちづくり保全室	亀山市産業建設部まちづくり保全室	鈴鹿建設事務所管理課	鈴鹿建設事務所保全課	鈴鹿建設事務所管理課	鈴鹿建設事務所管理課
報奨金 (委託料) (支援)	①面積割	①地区割 ②参加者割 ③持込車両割	①作業物品の提供(鎌、草刈機の替刃等) (1)初年度10万円(上限額) (2)次年度 3万円(上限額) (3)5年度目 3万円(上限額) (4)5年度目から3年目毎に3万円 (上限額)	①面積割 ②交通整理員が必要な場合の費用	①作業物品の提供(ゴミ袋、手袋程度)	①花木の苗、種子及び肥料 (上限50万円)
実績報告	①亀山市道草刈活動実施報告書 (作業前及び作業後の写真添付) ②亀山市道草刈活動報奨金 交付請求書	①報告書(写真は不要)	①作業実績の報告 (作業前、作業中、作業後の写真添付) (作業予定場所の図面添付)	①作業完了報告書の提出 (作業前、作業中、作業後の写真添付) ②完了検査(修復指示の可能性あり)	①活動報告書の提出 (作業前、作業中、作業後の写真添付)	①活動実績の報告 (作業前、作業中、作業後の写真添付)